会議等報告書

会議等の名称	平成２８年度第１回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び第１回安城市地域包括ケア協議会
主　催	高齢福祉課
日　時	平成２８年８月３日(水)午後１時30分から午後３時30分まで
場　所	市役所本庁舎３階　第１０会議室
傍聴人	１名
内　容	別添会議資料のとおり

典礼：福祉部次長
　欠席委員の報告

１　委員の交代について
　委員のうち２名が役職の交代に伴い、交代していることを典礼が説明。

２　会長・副会長の選任について
　規則の規定により、会長は互選により選出すると定められていることを典礼が説明。入口委員が神谷委員を会長にどうかと発言。各委員了承。
　規則の規定により、副会長は会長の指名により選任すると定められていることを典礼が説明。会長が清水委員を指名される。

３　会長あいさつ(要旨)
　介護保険運営協議会は、団塊の世代が７５歳以上となる平成３７年（２０２５年）までに地域包括ケアシステムを構築していくという大きな目標に向かって、皆様活発な議論をお願いします。

８　議題
　議事の取り回しは会長

議題（１）あんジョイプラン７の進捗状況について（承認）
　資料１により高齢福祉課課長補佐説明
(説明要旨)
- 第７次安城市高齢者保健福祉計画についての概要。基本理念、７つの基本目標、２６の施策、その下に、８５の個別事業がぶら下がって位置づけられている。
- 重点施策として（１）地域包括ケアシステムの構築から（４）認知症高齢者に対する支援までの４つがあり、その配下に政策を達成するための、方策が設定されている。
- 数値目標のある項目は８５事業中５５事業、このうち、目標達成した項目は２９事業で未達成が２６事業あった。
- 介護保険事業計画は、介護保険の対象サービスの種類ごとに見込み量等を定め、介護保険事業費の見込みに皆様の保険料を算定するなど、介護保険事業の運営の

基本となる計画であり、おおむね計画通りとなっている。

- 施設整備計画については、本計画の中で公募により整備を予定しておりました施設につきまして、定員 100 人の介護老人福祉施設は、平成 30 年 3 月、認知症対応型共同生活介護は、1 カ所は平成 29 年 4 月、1 カ所は平成 30 年 3 月に開設できる予定となっている。

（質疑）
（委員）
２次予防事業対象者を把握した結果、地域活動への参加を促すことが難しいという話があったが、２次予防事業対象者について地域の福祉委員や民生委員に情報を流していただけるということはなかなか難しいのか。
（事務局）
積極的に個人情報的を流すことになるので難しいが、そういった方に地域でこういう活動しているという情報を流して、参加していただくような対応をすることは可能である。あくまでもその本人さんの希望もあるので、当然その方がそういった地域の活動に参加したいという意向を示せば、情報は提供していくという形になると思われる。
（委員）
シルバー人材事業の支援と雇用の場の確保で会員数が順調に伸びているという事業ですが、利用者さんの側から見ると何か月か待たないとこれが利用できないという方が多い。会員が増加をしましただけでなく、もっと増加するにはどうしたらいいかを考えるべきでは。
（事務局）
仕事の種別によって、その対応とれる方が充実しているものと、なかなか充実していないものがある。シルバー人材センターの方でも種別ごとをできるだけ格差がないようにする対応をしているようだが、抜本的に進められず課題になっている状況である。すぐ結果が出るというものではないので、少し時間がかかるということを理解いただきたい。
（委員）
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業について、市営住宅では援助員さんのような方はいない。県営住宅と同様援助員さんをモデル地区で１か所でも良いのでつくっていただけないか。
（事務局）
市営住宅の管轄が建築課になりますので、建築課と協議しながら進んでいく形になる。全国でどういった対応がとられているかの研究をした上で今後の可能性を探りたい。

議題（２）あんジョイプラン８の策定について（報告）
資料２により介護保険係説明
(説明要旨)

- 今年度より、次期計画のあんジョイプラン８の策定を行っていく予定である。
- 介護保険法第１１７条第１項の規定に基づく介護保険事業計画と老人福祉法の第

２０条の８、第１項の規定に基づく老人福祉計画として策定する高齢者福祉計画を合わせた構成となっております。あんジョイプラン８は平成３０年度からの計画を策定するものである。

- 介護保険事業計画については３年ごとに計画を策定するが、高齢者福祉計画については年数の縛りがないので今回のあんジョイプラン８から６年間の計画を策定し、３年後には法改正のみに対応していく形をとる。
- 策定委員会は平成２８年度２回、平成２９年度５回行う予定である。

(質疑)

(委員)

あんジョイプラン７を継続した上で、継続しても仕方ないものはやめるとか、あるいは新しいもの盛り込むなど、大ざっぱな見通しでかまわないのでお答えいただきたい。

(事務局)

社会情勢が大きく変わらない限り、特に大きな変化はないと考えている。事業そのものについて若干修正等はあり加除はあると思うが、あんジョイプラン７をベースにして、追加するべきものは追加し必要なくなったものは削除するというような形で策定していく。

（委員）

平成３７年度に向けて対応する施策等は。

（事務局）

あんジョイプラン７でも平成３７年度の推計を盛り込んでいる。あんジョイプラン８の策定では推計が固まってくるという形になるので、より近づいた見込みで計画が成り立ってくるという形になると考えている。

（委員）

介護保険法上の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの３つがあるが、どれを増やしていくなど計画は。

（事務局）

平成３７年以降に団塊の世代の 1.4 倍～1.5 倍、団塊ジュニアがまだ控えているので施設整備は継続的にやる必要はある。やみくもに増やせばよいというわけではないので、全体の給付のバランスをとりながら計画をつくる。

（委員）

団塊ジュニアはどういう定義か。

（事務局）

団塊の世代の子ども世代となる。団塊の世代はまだ支える世代がいるが、団塊ジュニアが７５歳になる世代というのは、支える世代がいないので安城の場合厳しい状況に陥るのかなと推測できる状況である。

（委員）

施設に入らないというのが一つの理想ではあると思うが、どうしても施設に入らなければならない人も出てくる。地域密着型サービスなどを増やしていくなど考えがあるか。

（事務局）

サービスでも特色があるので、バランスを見て進めていきたいと考えている。

（委員）
　第８次安城市総合計画ができ、健康とか幸せという項目が入ってきているが、それを加味していただきたい。
（事務局）
　今までの計画を重視しながら、健康都市についての観点も踏まえる形で作っていきたい。

議題（３）介護保険の実施状況について（報告）
　資料３により介護介護給付係長説明
(説明要旨)
- 介護保険の加入状況は、65 歳以上の第 1 号被保険者は 27 年度 1,211 人の増加。高齢化率も 0.56%増となり団塊の世代が 65 歳を迎え、この傾向はますます進む事が見込まれる。
- 今年 3 月 31 日現在で認定者数 5,332 人、うち 5,157 人は第 1 号被保険者。
- 給付状況は、平成 27 年度給付費総額は 77 億余、内訳は居宅サービス費 53 億 6164 万円余、施設サービス費 23 億 6164 万円余。
- 介護サービスの利用状況については、居宅サービスは平成 27 年度のレセプト件数が 11,199 件で前年比 6.1%増、サービスの利用日数、回数は 9.2%増、給付費はひと月あたり 6.2%増。
- 要介護度別の区分支給限度額に対する利用率（消化率）は、例えば要介護１の場合１ヶ月の支給限度額が一人 166,920 円で 9,428 人分の限度額は 15,737,021,760 円となり、実際に利用されたのは、約半分の 837,500,690 円で利用率、53.22%。平成 27 年度の市全体では 57.87%。
- 保険料の収納状況は、平成 27 年度賦課額 21 億 5977 万円余で前年度比 3 億 4686 万円余増で収納率は 99%。

（委員）
　調定額とは何か。なぜ調定額という言葉を使うのか。
（事務局）
　調定額は納入通知で納めてくださいと依頼した市全体の金額。会計のほうで入る予定の金額を調定める額という。
（委員）
　介護サービス指定事業所は全部民間事業者でよいか。
（事務局）
　法人の形態は色々あるが、民間である。

議題（４）平成２７年度介護保険事業特別会計決算状況について（報告）
　資料４により名倉高齢福祉課課長補佐説明
(説明要旨)
- 平成２８年５月末基金保有額は 2 億 6500 万円余、今後の高齢者、要介護認定者の増加に伴い、取り崩して歳入に補填する。

（委員）
　今のところはバランスがとれていると考えてよいか。
（事務局）

良い。３年間の計画のうち１年目は少し黒字で進んでいく。

議題（５）平成２７年度地域包括支援センター事業の事業報告及び決算状況について（報告）

資料５により地域支援係長説明

(説明要旨)

- 平成２６年度は地域包括支援センター２か所、平成２７年度は地域包括支援センター４か所となっている。
- 相談件数は前年比約 20%増で４センター増えたことでより決め細やかな活動が出来るようになった。
- 市からセンターへ人件費分として委託金を支払っている。全体の予算額合計で 1 億 4187 万円余、決算額 1 億 526 万余りの決算ということになった。

（委員）

地域包括支援センターについては今後も民間の事業者に任せる方針か。今の体制を維持していくか。

（事務局）

平成２９年度に残る安祥中学校区及び明祥中学校区について、今の在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行する計画。最終的には各中学校区１つずつ地域包括支援センターがある体制にしていく。

議題（６）介護予防支援業務の一部委託について（承認）

資料６により志水地域支援係長説明

(説明要旨)

- 介護予防支援のケアプラン作成について、原則地域包括支援センターが作成することとなっているが、事情等がある場合外部の居宅介護支援事業所に委託することができる。委託する事業者については地域包括支援センター運営協議会に諮る必要があるがサービスの性質上、追認となる。

(委員)

地域包括支援センターが自らではなく外部に委託するほうが望ましい場合があるのか。

（事務局）

例えばご夫婦でご主人が要介護、奥様が要支援になると、それぞれ別の人がケアプランを作成することになる。そういった別の人が作成するよりも同一の人が作成した場合のほうが望ましい場合に委託という形でやっている。

（委員）

委託が適正かどうかは。

（事務局）

プランが適正かどうかは、全てを確認はできないが実地指導の中で見ていく形になる。

議題（７）平成２８年度地域包括ケアの事業計画について（報告）

資料７により地域支援係専門主査説明

- 地域包括ケアは今年で３年目。

- 地域包括支援センターを中心にし、地域ケア個別会議地区会議を充実させながら今後も行っていく。
- 地域ケア推進会議は専門職の部会の集まりだが、顔の見える関係づくりをつくり職種の差をなくしていく。
- 地域包括ケアで力を入れていきたいところ２点。ICT を使った専門職の情報共有「サルビー見守りネット」を今年１０月の本格稼動を目指す。認知症施策の強化で認知症初期集中支援チームの設置、高齢福祉課内で認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの推進、認知症高齢者捜索・声かけ模擬訓練の実施、見つかるつながるネットワークの推進。

（委員）
地域包括ケア会議の構築のために、いかに実践していくかで地域包括ケア会議をやるという理解でいいか。
（事務局）
安城市の場合は地域の住民の方たちのベースがあるので、それを中心にかかわってもらいながら地域の活動を専門職で支えていく形を目指している。
（委員）
地域ケア推進会議はどういったメンバーか。
（事務局）
１４の部会からなっており、病院の代表、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護の関係の各職種であるケアマネージャー、訪問看護、ヘルパーの部会の代表の方、あとは地域支援部会といいまして、町内会長さんの代表の方、民生委員の代表の方に１人ずつ来ていただいている部会、包括ケアの中では住まい部会がございますので、住まい部会として、市の建築課の職員、宅建協会から代表の１人という形で幅広い分野から集まっていただき、月に１回会議を設けている。
（委員）
個別事例を取上げるのか。
（事務局）
地域ケア個別会議の積み重ねで個人の問題点が地域の話となって、地域包括支援センターが開催する地区会議のほうで地域課題としてあがってくる。そして地域の話が今度市の話となっていく。
（委員）
地域包括ケア会議の役割は。
（事務局）
最終的に月１回の地域ケア推進会議で政策に上げるようなものがあれば、地域包括ケアで審議していただいて、政策にするか最終的な結論を出す場である。
（委員）
サルビー見守りネットは、医療介護の情報連携であるため医療情報が含まれると思うが、どこまでの範囲で入るのか。また、個人情報保護はどのような仕組みであるか。
（事務局）
情報共有される中身は細目は今詰めている最中である。決まり次第情報提供する。
基本的に医療、介護のチームの支援をするチーム内で患者の情報を共有する形をとるので、その中で個人情報の保護をしていくため、情報は流れない。

議題（８）事業所の処分について（報告）
資料８により高齢福祉課長説明

- 安城市の施設で施設内虐待が発生した。
- 介護保険法に基づき７月２９日付で処分を決定した。処分の内容は６か月間の新規利用者の受け入れ停止と、６か月間の介護報酬の上限８割の制限、事業所に入る介護報酬が２割カットされる。効力停止期間は平成２８年の８月１日から来年１月３１日まで。
- 処分の理由は職員による人格尊重義務違反。事業所の職員２名が利用者に対して虐待を行っていた。職員１名は利用者を侮辱する発言などの心理的虐待と体をたたくなど身体的虐待。別の職員１名は、利用者を侮辱威嚇する発言などの心理的虐待を行った。また、高齢者虐待防止に関する職員研修の設定がされておらず、高齢者虐待を防止するための措置を怠っていた。
- 認知症対応型共同生活介護は要介護１～５の方に対するサービスですが、ここで法の違反があったので人員・設備を一体的に運営している要支援の方に対する介護予防認知症対応型共同生活介護についても同一の処分を下す。
- 今回の事件を受け、介護事業者が定期的に集まる部会などで虐待について研修の実施の徹底や市への通報の必要性を十分に理解していただき、これまで以上に虐待防止への対応図っていただくよう注意喚起をしていく。介護に当たる職員のストレスの軽減など健康面精神面でのフォローについてもあわせて取り組んでいただくようにお願いをしている状況である。また保険者である市としても、虐待の事実を早期に発見できるよう、定期的な実地指導と介護相談員の派遣事業などを実施していきたい。

（委員）
認知症対応型共同生活介護は継続していくということでよいか。
（事務局）
そうである。
（委員）
介護報酬２割カットとなると認知症対応型共同生活介護は経営できるか。また利用者のサービスが低下しないか。
（事務局）
認知症対応型共同生活介護は大体１割くらいの利益率であるので、６か月間は赤字経営となる。近隣あるいは全国的に同程度の事件等があった場合にこの程度の処分だろうということを吟味し、厚生労働省にも確認したうえでの処分である。
（委員）
６か月間は定期的に調査や監督をするのか。
（事務局）
事業所の状況については定期的に確認していく。

５　顧問コメント(要旨)

- 2025 年を目処に地域包括ケアシステムの構築と言う目標については、非常に理想的なことが掲げられている。現実的なところといかにバランスをとりながら進めていくか。
- 本協議会の役割は３つ。１つ目は新総合事業であり、要支援１・２の方たちの効果をどう出していくか。２つ目は認知症ケアの地域支援体制を誘致させていくか。

３つ目が地域包括ケアシステムの整備。特に新総合事業では介護保険で残る部分と自治体のほうに移行されてくる部分があるので、自治体の独自サービスの部分で安城市の特徴を出していくことが必要。

- 第７期の介護保険事業計画は、要支援１・２が介護保険から切り離すか議論になっている。今厚生労働省の研究会のほうでは要介護１・２についても検討を始めているところであるので、将来的には要介護３～５に集中して保険制度で運営できる形に持っていく考え方。あんジョイプラン８ではそこを押さえるべき。
- 今厚生労働省の中で各局長以上の方で行われている議論があり地域包括ケアの進化、地域共生社会の実現という報告書が出ている。いずれ自治体に降りてくるので、安城市としてどう実現していくかを考える必要がある。
- 要支援１・２が増加している中で、要介護１までの給付額がどれくらいあらわれているか常に注意する必要がある。歳出をどれだけ効率化合理化していくか。次の介護報酬のところは引き下げますので、経営的なバランスの問題が出てくる。特に介護人材の不足に出てくる。介護人材で不祥事が発生したときに、どのように管理していくか、研修を含め介護人材の質をどのように担保していくかというところが必要となる。
- 医療福祉介護の情報の共有化だが、個人情報を共有化するところ、そうでないところを明確にする必要がある。グレーゾーンが必ずあるが、グレーゾーンがどこであるのか共有できる項目はどこかを示す必要がある。